

「交付目論見書の作成に関する規則」等の制定案に対する
意見募集の結果について

平成 22 年 3 月 18 日

社団法人 投資信託協会

No	ご意見等	当協会の考え方
【規則】		
交付目論見書の作成に関する規則第 2 条（交付目論見書の表紙等の記載事項） 全般		
1	第 3 条の記載事項の前に、第 2 条の（ 1 ）から（ 10 ）に掲げる事項を記載することとなると理解している。その記載順を確認したい。 「（ 3 ）ファンドの名称及び商品分類」の後に「（ 4 ）委託会社等の情報」の記載順は不動だが、これ以外の項目については、記載順の規定はなくレイアウトの工夫が可能であるとの理解で問題がないことを、確認したい。	（ 1 ）から（ 7 ）（（ 4 ）の 、 、 及びを除く。）までは必ず表紙に記載される事項です。 なお、（ 3 ）及び（ 4 ）についてはご認識のとおりです。
交付目論見書の作成に関する規則第 2 条（交付目論見書の表紙等の記載事項） （ 1 ）交付目論見書である旨		
2	第 1 条に平仄を合わせるため、「（ 略 ）請求目論見書（金商法第 15 条第 3 項に規定する目論見書をいう。以下同じ。）（ 略 ）」を「（ 略 ）金商法第 15 条第 3 項に規定する目論見書（以下「請求目論見書という。）（ 略 ）」と記載すべきである。	ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。
交付目論見書の作成に関する規則第 2 条（交付目論見書の表紙等の記載事項） （ 3 ）ファンドの名称及び商品分類		
3	（ 1 ）販売資料の作成にあたっての留意事項と同様に、ファンドの名称には有価証券届出書に記載したファンドの愛称も含まれるとの理解で問題がないことを、確認したい。 （ 2 ）商品分類の記載にあたり、同分類とあわせて、収益分配金が再投資されるかいないかの記載をしても問題がないことを、確認したい。 （ 例 ）追加型投信 / 国内 / 株式 / 自動 けいぞく投資可能	愛称を記載しても構いませんが、正式名称を記載する必要があります。 商品分類は、規定により「追加型投信 / 国内 / 株式」までとなり、これに従って記載いただくこととなります。また、「自動けいぞく投資可能」の記載については、商品分類とは区別して、投資者に誤解を与えないように記載することは差し支えないと考えます。
交付目論見書の作成に関する規則第 2 条（交付目論見書の表紙等の記載事項） （ 4 ）委託会社等の情報		
4	「以下の事項」 ~ は、全て「委託会社の情報」と考えられます。委託会社以外の情報が含まれていないとすれば、「委託会社等の情報として」の「等」は不要と考えます。なお、内閣府令の第 25 号様式で	「委託会社等の情報」については、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める届出様式第二十五号様式（以下「第二十五号様式」という。）の記載項目と合わせてありますが、 において関係会社情報もお知ら

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>は委託会社の他、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼす者に関する記載をよう規定しております。委託会社以外の者の情報を記載する必要があるのではないのでしょうか。タイトルの委託会社等の「等」は、委託会社以外の者を指しているものと考えます。</p> <p>なお、タイトルに係らず、ここでは委託会社の情報のみの記載でよいのであれば、「委託会社等の情報については、委託会社の情報を以下の事項について記載するものとする。」ということとなるのではないのでしょうか。</p>	<p>せとして記載することになっておりますことから、原案どおりといたします。</p>
5	<p>過去 10 年における処分履歴を追加すべき。投資家が運用を委託する会社が信頼に値するか否かを判断するための重要な情報であると考えため。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>過去 10 年における繰上償還ファンドの数を追加すべき。投資家が運用を委託する会社が信頼に値するか否かを判断するための重要な情報であると考えため。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>「当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産」について、届出書の「第三部委託者等の情報 第3その他」に記載する場合、3月末または9月末を基準とするつもりだが問題はないか。</p> <p>なぜならば、第四号様式では、「運用状況」等の記載基準日は「直近日・最近日現在」とあり、各委託会社ごとに自社ルールを定め対応している。「合計純資産額」は第四号様式に定められておらず、またファンド共通事項であることから届出の度に算出することの事務負担・事務ミスを排除するため、各委託会社で判断できる事項と考えられる。</p>	<p>「当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産」については、3月末または9月末の基準ではなく、有価証券届出書の「運用状況」等の記載基準日に合わせ、「直近日・最近日現在」の基準と考えます。第2条(4)の条文について「委託会社等の直近の情報」に修正いたします。</p>
<p>交付目論見書の作成に関する規則第2条(交付目論見書の表紙等の記載事項) (5) 受託会社に関する情報</p>		
8	<p>第4号で委託会社に関して「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨を記載する一方、受託会社に関して「ファンドの保管、管理業務を行う者である。」旨を記載することとしている。</p> <p>意見 「ファンドに属する財産の保管及び管理を行う者である。」旨の方が、委託会社に関する記載と対になっており、かつ、投資者に理解しやすいのではないかと。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
<p>交付目論見書の作成に関する規則第2条(交付目論見書の表紙等の記載事項) (7) 使用開始日</p>		

No	ご意見等	当協会の考え方
9	新設ファンドにおいては、使用開始日を「届出日」とし、かつ「お申込みメモ」に申込期間を記載したうえで、販売現場での約定違反（効力発生前の約定）を防ぐという観点から、表紙に使用開始日とともに「募集開始日」を併記することに問題はないか。	表紙では使用開始日を記載し、買付けができる日はお申込みメモで書くことと整理しております。募集開始日を表紙に併記することは、投資者の混乱を招くこととなりますので、規則では募集開始日はお申込みメモに記載することにしております。
10	「使用開始日」という文言を交付目論見書に記載する場合、有価証券届出書の「第3部第3その他」に交付目論見書に記載したい事項として記載する対応を行い、交付目論見書に記載するとの理解で問題がないことを、確認したい。また、その際、使用開始日そのものの記載をすることになるのか、使用開始日を交付目論見書に記載する旨を記載することになるのか、確認したい。	現行の目論見書の作成日と同様と考えます。
交付目論見書の作成に関する規則第2条（交付目論見書の表紙等の記載事項） （9）商品分類及び属性区分		
11	属性区分表のクレジット属性、資産配分固定型・変更型、エマージング型、ロング・ショート型、ブルベア型、条件付き運用型という用語は、一般投資家には理解が困難な専門用語すぎるため、変更すべき。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
（第2条に表示に記載すべき事項として追加希望）		
12	（8）として「第4条に規定する『追加的情報』を記載するファンドについては、その旨を表紙に記載すること。」の規定を追加することが望ましい。理由は、複雑な仕組みや手法を用いているファンドについては、特に投資家の注意喚起を事前しておくことが望ましいと考えるため。	追加的情報の記載方法にもよりますが、追加的情報は一概に複雑な仕組みや手法のファンドとは限らないため、追加的情報の有無を一律に表紙に記載することは適切ではないと考えます。
交付目論見書の作成に関する規則第3条（本文中の記載事項及び記載順） （1）ファンドの目的・特色		
13	ファンドの目的 ファンドの目的に記載する事項はファンドの主たる源泉（インカムゲイン、キャピタルゲイン）とすべき。説明部分については、ファンドの特色に記載すべき。そうすることによって、国内のファンドだけでなく、海外のファンドとの比較や特徴の把握が容易になると考えるため。	ファンドの目的は、個々のファンドによって異なるため、一概に規定できるものではないと考えます。
14	ファンドの目的 投資態度とは何か、意味が不明であり、明確化する必要がある。これまでの目論見書を見ると、投資態度と基本方針、ファンドの特徴欄に同じことが重複記載されているものが多い。また、ファンドの目的に含める必要はない。	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める届出様式第四号様式（以下「第四号様式」という。）に準じた記載を求めるものとなります。

No	ご意見等	当協会の考え方
15	<p>ファンドの特色 項目による記載内容を明確化して、重複記載を行なわない旨を明記すべき。</p>	<p>趣旨としては重複記載をなるべく避けるというものですが、具体的な記載については一律に禁止するものではないと考えます。</p>
16	<p>ファンドの特色 イ 「文書により説明のほか」とあるところを「文章による説明に加えて」とするのが望ましい。理由は、従来、文章での説明を省略し図等でもって投資家に理解を求めようとする目論見書が見られた。図表での説明は受け手によって誤解する可能性も高く、基本は文章での説明であると考えから。</p>	<p>検討の結果、必要に応じて図表等を付加して説明することができる旨の規定に修正いたします。</p>
17	<p>制定案では、「運用の権限を委託する場合は、運用の委託先の名称等を記載することにより当該運用の権限の委託に関する内容を説明することが望ましい。」とされている。</p> <p>意見 (1)運用の権限の委託に関する内容の説明の一例として、運用の委託先の名称等の記載を規定に盛り込んでいるのか、内容の説明として少なくとも委託先の名称等を記載すべきであるとの趣旨で規定に盛り込んでいるのか、明確でない。 もし、委託先の名称等を記載すべきであるとの趣旨であれば、「運用の権限を委託する場合は、運用の委託先の名称等を記載のうえ、当該運用の権限の委託に関する内容を記載することが望ましい。」といった規定文に変更すべきと考える。</p> <p>また、名称等の記載は一例であって、記載するかどうかは各運用会社の裁量に委ねられているのであれば、「例えば運用の委託先の名称その他の運用の権限の委託に関する内容を記載することが望ましい。」といった規定文に変更すべきではないか。</p> <p>(2)「委託先の名称等」は記載が義務付けられる事項であるとの趣旨であれば、「名称等」が「等」となっているため、何を指すのか不明確である。もう少し具体的な項目を追加してはどうか。例えば投資信託約款の記載事項(運用の権限を委託する旨、委託先の名称及び住所、委託の内容、委託に係る費用)。あるいは「運用の委託先の名称等」を「運用の委託先の名称等の運用の権限を委託する場合に投資信託約款に記載することが</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	法令で定められている事項」とするなど。	
18	<p>「ファンドの目的・特色」に、ファンドの特色を理解し易いように、例えば以下のような投資環境を説明する情報を記載した場合、当該情報を最新のものに更新する方法を確認したい。</p> <p>例)</p> <p>GDP ランキング (2008 年の名目 GDP。出所：……)</p> <p>1 位--- A 国</p> <p>2 位--- B 国</p> <p>3 位--- C 国</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>16 位--- P 国</p> <p>更新</p> <p>GDP ランキング (2009 年の名目 GDP。出所：……)</p> <p>1 位--- a 国</p> <p>2 位--- b 国</p> <p>3 位--- c 国</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>16 位--- p 国</p> <p>この場合、有価証券届出書の「第三部第 3 その他」に、交付目論見書に記載したい事項を別途記載することがある旨を記載すれば、有価証券届出書の訂正を要せずに、交付目論見書の当該部分の情報を更新することが可能であるとの理解で問題がないことを、確認したい。</p>	<p>交付目論見書の記載については、ファンドの特色を理解する上で、投資者にとって投資情報として極めて重要であると考えられるものに限定されますので、投資環境等を記載することは、各社の判断にもよりますが、今回の改正の趣旨から鑑みて慎重な対応が必要と考えられます。</p>
19	<p>ファンドの特色 八</p> <p>ファンドの運用期間中に重大な約款の変更を行い、運用方針を変更した場合、この運用方針の変更を記載することが、ここで想定している内容にあたるかどうかの、確認をしたい。</p>	<p>事前に想定しているものを記載することになります。ファンドで言えば、リスク軽減・限定型の単位型ファンドも範囲に入りますが、その他にライフサイクルファンド等も該当すると考えられます。</p>
<p>交付目論見書の作成に関する規則第 3 条 (本文中の記載事項及び記載順) (3) 運用実績</p>		
20	<p>「届出書 (請求目論見書)」とは、何でしょうか。請求目論見書を意味するのであれば、本規則は交付目論見書に関するものですので、「当該事項は、 ~ これらの</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「請求目論見書」を削除する修正をいたします。</p> <p>なお、「当該事項は、 ~ これらの情報を記載する。」の規定は、有価証券届出書と目論</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>情報を記載する。」は不要と考えます。この運用実績の記載方法は内閣府令に定める届出書の記載方法と異なっております。交付目論見書は届出書の記載内容を前提として作成されることから、届出書に参考情報として記載し、これを交付目論見書に反映させることとなるのではないのでしょうか。従って、「届出書（請求目論見書）」中の「（請求目論見書）」は不要と考えます。届出書に記載されれば、請求目論見書にも記載されることとなるものと考えます。</p> <p>なお、投資家の判断資料としては暦年ベースが計算期間ベースより優れているということであれば、なぜ四号様式の記載をそのようにしないのでしょうか。</p>	<p>見書を関連付けるため、記載しております。</p> <p>暦年ベースについては、ファンド間の比較を容易にするため、このようになっております。</p>
21	<p>「運用状況について、以下の事項を記載するものとする。」ということから、「運用状況」には、基準価額、純資産、年間収益率の推移以外の分配の推移、主な資産の状況も含まれるものと判断されることから、なお書き中の「運用状況」を「運用実績」、「当該運用期間までの運用状況」を「当該運用期間の運用実績」とすべきではないのでしょうか。規定内容からは運用実績は、と考えます。</p> <p>また、なお書き及び中の「収益率」は内閣府令第25号様式では、計算期間ベースとなっておりますが、原則暦年ベースということですので、何れでも良いということでしょうか。直近の暦年末以降作成日までの期間についても記載する必要があることを意図した原則なのではないのでしょうか。</p> <p>また、10年超の運用期間を有する場合においては、その間のどの10年間であるかを明確にするため、また届出書と平仄を合わせることから、「10年間」を「直近10年間」とすべきではないのでしょうか。</p>	<p>原則は、暦年毎と直近10年と考えます。なお、設定日を含む年及び直近の暦年末以降作成日までの期間のデータに関しては、実情に応じて記載することになります。その場合、注記で暦年でない旨を記載することが考えられます。</p> <p>直近については、ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
22	<p>『当該事項は、届出書（請求目論見書）の「運用状況」「運用実績」の末尾等に、参考情報である旨を明記してこれらの情報を記載する。』との条文に関連して以下の点を確認したい。</p> <p>交付目論見書の「運用実績」と請求目論見書の「運用状況」の基準日は必ずしも一致している必要は無いとの理解で良いか？</p> <p>「末尾等」とあるが「等」とは、どこまでを含むのか。参考情報である旨を記載したうえで、請求目論見書の本文</p>	<p>交付目論見書と請求目論見書の基準日が異なるのはおかしいと考えます。</p> <p>当該情報を更新する場合は運用状況の中に記載すべきと考えます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>ではなく「巻末」に添付したい。 また、E D I N E Tによる有価証券届出書の提出時には、当該「運用実績」を本文に記載せず、約款等と同様に「添付書類」として提出することを考えている。</p>	<p>約款と同様の添付書類ではなく、有価証券届出書本体に記載すべきと考えます。</p>
23	<p>a) 基準価額・純資産の推移 「運用期間が10年未満のファンドは当該運用期間までの運用状況を記載するものとする」とあるが、運用期間が短いファンドにおいては に記載のグラフがいびつな形となり、また、開示時期により多少の差はやむを得ないにせよ、時間軸の長さが大幅に異なることとなり、投資者に誤解を与えることが懸念される。 一方で のグラフは運用期間が10年に満たない場合は部分は空白もしくはペンチマークとなることから、そのような懸念は少ないと思われる。 そこで、 についても と同様に横軸は常に10年と規定し、10年に満たない部分は空白としてはどうか。</p>	<p>規則案は最低限守るべき事項を規定しておりますので、原案どおりといたします。</p>
24	<p>a) 基準価額・純資産の推移 基準価額・純資産の推移を交付目論見書に記載するに当たり、有価証券届出書に該当する計数を記載することとなるが、グラフ作成に必要なすべての数値(最長10年間の営業日すべての基準価額・純資産額等)を届出書に記載することは現実的ではないと思われる。 については、有価証券届出書には従来通りの各期末、過去1年間の毎月末現在の計数を記載し、届出書に「上記時点以外の計数とあわせて作成した図表を掲載する場合があります。」等と記載することで問題ないか。 このような記述で不足の場合、グラフそのものを届出書に記載することとなるか。</p>	<p>個別の対応になると考えますが、グラフそのものを有価証券届出書に記載することは問題ないと考えます。</p>
25	<p>a) 主要な資産の状況 イ「ファミリーファンド方式等」の「等」は、F O F sを意図しているのでしょうか。</p>	<p>「等」にはF O F sのみではなく、「仕組債」等も含まれると考えております。</p>
26	<p>a) 主要な資産の状況 (1)ファミリーファンド方式等の「等」は何を指すのか、明確に定義をしていただきたい。(本文中の記載事項及び記載順)第3条(1) イにも、同様の記載があります。</p>	<p>No.27をご覧ください。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>(2)「...この場合、ファミリーファンド方式等により運用するファンドは実質的な投資先により記載することができる。」と「できる規定」となっている趣旨を確認したい。投資者に開示すべき投資先の情報は、ファンドの性質・特色により異なるものであるから、これを考慮して投資先のファンドを記載することも可能であり、またファンドの投資先の資産を記載することも可能である、との理解で問題がないことを、確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
27	<p>a) 年間収益率の推移 イの「騰落率」を「ベンチマークの騰落率」と識別するため、「基準価額の騰落率」としては。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
28	<p>a)「年間収益率の推移」において「原則、暦年毎」と記載されているが、「暦年毎」とは具体的にどういうことなのかお聞きしたい。またその始点と終点の定義を明らかにしていただきたい。 たとえば運用期間が10年未満のファンドの場合、始点は「設定日の基準価額」と「設定日を含む年の営業最終日の基準価額」とを比較し、終点は「前年の営業最終日の基準価額」と「目論見書作成月の前月最終営業日の基準価額」とを比較すればよいか確認したい。</p>	<p>年間収益率の推移を「暦年毎」の記載とありますが、暦年毎とは、1/1 から 12/31 までの収益率を記載することになります。 また、設定日を含む年及び直近の更新データに関しては、実情に応じて記載することになります。なお、その場合、注記で暦年でない旨を記載することが考えられます。</p>
29	<p>a) 年間収益率の推移 新規設定及び既存のファンドについてベンチマーク(BM)がある場合には当該BMの騰落率を記載し、ファンドがBMを有しない場合には「BMはない」旨を記載することになるかと考えるが、運用報告書等で使用している「参考指標」を該当部分にBMの代わりとして記載することは可能か。もしくはこれら「参考指標」を必ず記載する必要はあるのか。</p>	<p>約款や有価証券届出書において、記載しているベンチマークとなりますので、「参考指標」をベンチマークの代わりとして記載することは該当しません。</p>
30	<p>a) 年間収益率の推移 ベンチマークを設けていないファンドについては、ベンチマークが「ない旨」を記載すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の趣旨を鑑み、(3)a)に二として、「ベンチマークのない場合は、「ない」旨を、また、ベンチマークを記載することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はその旨を記載するものとする。」旨の規定を追加いたします。</p>
31	<p>a) 年間収益率の推移 口、八 「原則として当該ベンチマークの10年間」とありますが、「投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合」以外にも記載が免除されるケースは想定していないのかどうかの、確認をしたい。(例：指数が計算</p>	<p>必ずしもご質問の趣旨が明らかではありませんが、ファンドのベンチマークに相当する当該指数が10年に満たない場合には、無理に当該指数を計算して表示する等の行為をすることは、かえって投資者に誤解を生じさせる懸念があると考えられます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	開始される以前の期間を含む、現在使用しているシステムでは取得できない、取得コストが非常に高い等の理由による場合など。)	また、現在使用しているシステムでは取得できない、取得コストが非常に高い等の場合については、別の形で当該指数を取得できる場合や、ベンチマークの取得コストの多寡にかかわらず、取得できるのであれば、免除できるケースに該当しないと考えます。 八については、32の回答のとおり規定を一部修正いたします。
32	a) 年間収益率の推移 八 「運用期間が10年未満のファンドのうちベンチマークのあるファンドは、当該ベンチマークの過去10年間の騰落率の棒グラフを併記する。(略)」とあるが、規定の趣旨が10年間の実績のないファンドの年間収益率を補完して10年分のリスク・リターンを示すという観点であれば、ファンドの実績のない暦年分をベンチマークで補完するとする規定を追加すべきではないか。	ご指摘のとおり、10年間の実績のないファンドの年間収益率を開示するという観点から検討した規則のため、ご指摘を踏まえ、規定を追加修正いたします。
33	b) 7日間平均年換算利回り・純資産の推移 7日間平均年換算利回り・純資産の掲載期間を規定してください。	ご指摘を踏まえ、規定を修正いたします。
34	c) 運用実績の記載に関する注記事項 八 ここでいう開示されている運用状況とは、現在、協会適時開示規則に基づいて作成している週報、月報と理解して問題がないことを、確認したい。	ご理解のとおりと考えます。
交付目論見書の作成に関する規則第4条(追加的情報)		
35	(1) について ファンド・オブ・ファンズについては、投資先ファンドの内容等について記載することとなっているが、上場されているリートに投資するファンドには、特殊な運用ではないにもかかわらず、形式的にファンド・オブ・ファンズの形態を採っているものがある。 このようなファンドについては、本条の趣旨を踏まえると追加的情報は必ずしも必要ではなく、場合によっては冗長となり投資者の理解を妨げる可能性もあると考える。 ついては、本条は外形的にファンド・オブ・ファンズであることを持って自動的に適用される規定ではなく、個別ファンドの実態を踏まえて記載の要否を判断できることを確認したい。	第四号様式に沿っての記載となります。
36	(2) について	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>制定案では、「仕組債の内容や目標とする運用成果の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。」とされている。</p> <p>意見 「仕組債への投資またはその他特殊な仕組を用いることにより」に対応するためには、「仕組債またはその他特殊な仕組の内容、及び目標とする運用成果の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。」とすべきではないか？</p>	
交付目論見書の作成に関する規則第5条（複数のファンドを対象とする交付目論見書の特例）		
37	<p>制定案では、「第2条から第4条の規定のうち、」とある。</p> <p>意見 「のうち」とはどういうことか？ 表題にあるように、本条が複数ファンドを対象とする交付目論見書の記載の特例であれば、「第2条から第4条の規定にかかわらず、」とする方がよいのではないかと思うが、いかがか？</p>	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
交付目論見書の作成に関する規則第7条（交付目論見書の規格等） 第2項		
38	<p>重要事項を注意喚起のために記載するのであるから、10ポイントは小さすぎないか。また、投資リスクに関する記載以外についても、使用していい最低の文字の大きさを規定すべきではないか。</p>	<p>日本工業規格 Z8305 に規定する 10 ポイントは、Microsoft word の 10 ポイントとは大きさが異なりますので、小さすぎることはないと考えます。</p> <p>また、使用する文字については、投資リスクについては、日本工業規格 Z8305 に規定する 10 ポイント以上とし、それ以外については、投資者の読みやすさに配慮した大きさを記載するものと考えます。</p>
交付目論見書の作成に関する規則第9条（その他）		
39	<p>「投資信託に係る」は不要と考えます。本規則の第1条において「投資信託の交付目論見書について定め」と規定しているため、また、他の条文においては「交付目論見書」の前に同じ文言が付いていません。</p>	<p>本会の他の規則と平仄を合わせることから、原案どおりといたします。</p>
（規則に「第11条」として追加希望）		
40	<p>今後も継続的に目論見書の見直しが行われることを願っているので、「本規則については、一定期間毎に、広く投資家の意見を聴き、記載事項等の見直しを行うこととする。」という一文を置くことが望ましいと考える。</p>	<p>本会としては、見直しを行う際には広く投資者のご意見を伺うことを念頭においておりますが、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>
（規則または細則に追加希望）		
41	<p>会員が目論見書において使用する表現が適切かどうかを適宜チェックするための具体的な体制の整備と、その結果の公表</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	が望まれる。理由は、貴協会の取り組みを投資家に広く知らしめることによって、投資信託への信頼や理解が増すと期待できるから。	
【細則】		
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第3条（分配の推移の記載方法）		
42	年1回決算ファンドについての記載例がありませんが、必要ないのでしょうか。設定来の累計を記載する場合は、期間を記載する必要があるのではないのでしょうか。累計金額が同じであっても期間の長短により、期間の平均分配金が異なり、投資家に誤解を与えかねません。（第4条のお申込みメモ中の「信託期間」の記載において、無期限ファンドの場合に設定日を記載しないで、無期限とのみ記載する場合は設定来の期間もわかりません。）	記載例（年2回決算ファンド例）を参考として作成することになります。 第4条のお申込みメモ中の「信託期間」の記載上の留意事項6において、「信託設定日」及び「償還日」（無期限の場合はその旨）を記載することになっておりますので、無期限ファンドの場合も信託設定日を記載することになります。
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第4条（手続・手数料等の記載様式）		
43	お申込みメモ「購入代金」について「購入代金」の支払期日は販売会社毎に異なるため、「販売会社が定める所定の日までに販売会社へ支払うものとします」という記載で足りるか確認したい。	「購入代金」の支払期日については、できるだけ具体的に記載するものと考えますが、ご認識のとおり、販売会社の状況に応じてご指摘の記載方法でも差し支えないものと考えます。
44	お申込みメモ（記載上の留意事項）3 12月28日金融庁発表「投資信託目論見書の見直し関連」パブコメ75の回答によると、「申込期間」は、「重要な投資情報」である場合において記載することが考えられるとあるが、細則の留意事項3は、新規ファンドや単位型等の「重要な情報と考えられる場合」に限って申込期間の記載が可能である（位置は冒頭と指定するもの）という意味なのか。あるいは、全てのファンドについて申込期間を記載することを前提としており、「重要な情報と考えられる場合」に限り、「購入の申込期間」の項目位置を冒頭に変更することが可能であるという意味なのか確認したい。	細則の留意事項3は、全てのファンドについて申込期間を記載することを前提としており、「重要な情報と考えられる場合」に限り、「購入の申込期間」の項目位置を冒頭に変更することが可能であるという意味です。
45	お申込みメモ「収益分配」の項目について、具体的に何を記載するのか。 約款の「収益分配方針」について記載するのであれば、約款の文言そのままではなく、主旨を踏まえて簡潔な表現に変更してもよいか。	ファンドの具体的な収益分配方針については、ファンドの特色に記載し、お申込みメモの「収益分配」欄には分配頻度や分配金の取扱い等を記載するものと考えます。 なお、ご指摘を踏まえ、記載上の留意事項に「8.」として「分配頻度や分配金の取扱い（再投資可能等）等を記載する。」旨の規定を追加いたします。
46	お申込みメモ	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。

No	ご意見等	当協会の考え方
	記載上の留意事項 10 .中「上記記載事項」は「上記項目」ではないでしょうか。 5 .においては「上記項目」と記載されています。	
47	<p>ファンドの費用</p> <p>間接的に負担する費用中の「その他費用・手数料」は「売買委託手数料・その他費用」とすべきではないでしょうか。費用として内容が明らかである「(売買委託)手数料」を費用内容が明示されない「その他費用」の前に記載することが一般的と考えます。手数料表現については他にも使われていること、ここでの手数料の内容は運用報告書及び届出書の記載内容から売買委託手数料が主となるものと考えます。</p>	「その他の費用・手数料」は、主要なものについて記載することになっており、主要なものに、ファンドに関する組入れ有価証券の売買委託手数料や監査費用が該当しますので、原案どおりといたします。
48	<p>ファンドの費用「その他費用・手数料について</p> <p>「4 .その他の費用・手数料は、～事前に料率等を記載することができない場合はその旨及びその理由、請求目論見書で確認できる場合はその旨の記載をすること。」と規定されているので、「これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。」という注記を追加すれば、「ファンドに関する組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。」といった表現で足りるか確認したい。</p>	ご認識のとおりと考えます。
49	<p>ファンドの費用(記載上の留意事項) 6 について</p> <p>F O F s の運用管理費用の記載例の表の当該ファンドに係るその他の費用の欄が欠落している。当該ファンドの監査費用等も必要。このファンドのかかるものと認識しております。</p>	記載上の留意事項の6 .はF O F s の運用管理費用(信託報酬)の記載例を示しているものですので、F O F s の場合は、ファンドの費用の様式中の、「運用管理費用(信託報酬)の箇所と置き換えての記載となります。従いまして、F O F s に係る「その他費用・手数料」については、欄が欠落しているというものではありませんので、原案どおりといたします。
50	<p>「ファンドの費用」について</p> <p>細則により記載すべき最低限の情報は記載することを前提に、表に項目を追加するのみではなく、「列」を増やす等フォーマットそのものを変更することは可能か。</p>	記載上の留意事項7 .に規定のとおり、表項目の中での説明が難しい場合は、適宜表欄外に記載することになります。
【その他】		
51	規則案において、全体を通して「投資者」という言葉が使われている。言葉の統一を図っている「ファンドの費用」の雛形部分にも「投資者が直接～」との記載があるが、	投資者にとって分かりやすい目論見書の観点から、用語を統一して使用することになっております。

No	ご意見等	当協会の考え方
	当該箇所で「投資家」等ほかの言葉を使用することは可能か。	
52	<p>金融庁のパブリックコメントの趣旨を明確にするため、請求目論見書の電子交付を促進する手当てを行っていただきたい。</p> <p>例えば、以下のような文言を請求目論見書の取扱いについてとして追記する。</p> <p>「一律に請求目論見書の電子交付を義務付けることはできないが、請求目論見書については、電子交付を原則とすることが望ましい。」</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>

- * その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後も皆様のご意見を参考にしつつ、更なる見直しを行っていくことを考えております。